

栃木地方最低賃金審議会

議事録
議事要旨

(整理番号 0432)

第7回 栃木地方最低賃金審議会

令和5年3月10日 公開

開催日時	令和5年3月10日(金)	14時00分 ~ 14時15分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 令和5年度栃木県特定最低賃金の改正決定に係る申出の意向の確認について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和4年度第7回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>定数の確認 公益代表委員の和田委員、戸田委員、使用者代表委員の小崎委員が欠席。 委員15名中12名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>傍聴者の報告 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされているが、傍聴申込みがなかったことを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、太田会長にお願いいたします。</p>
太田会長	<p>それでは、ここから私の方で議事を進めさせていただきます。</p>

	<p>最初に、議題(1)の令和 5 年度栃木県特定最低賃金の改正決定に係る申出の意向の確認についてです。</p> <p>事務局から、この申出の意向表明状況について報告してください。</p>
事務局	申出の意向表明状況について報告
太田会長	<p>ただ今、事務局より栃木県特定最低賃金の設定のある 6 の産業について、それぞれの関係労働団体の代表者から、栃木労働局長に対し金額の改正決定に係る申出の意向表明が行われたと報告がありました。</p> <p>事務局の報告に関して、何か御質問などございますか。</p>
各代表委員	質問等なし
太田会長	<p>特に御質問などないようでしたら、この 6 つの特定最低賃金について、それぞれの産業労働団体から「特定最低賃金の改正に係る意向表明」が行われたことを、本日の審議会において、確認されたとしてよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	異議なし
太田会長	<p>では、栃木県における 6 つの特定最低賃金の改正決定の申出に関する意向について、本日の審議会において、関係労使を代表する委員の皆様により確認が行われました。</p> <p>続いて、特定最低賃金の改正決定に向けた今後の予定について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>意向表明のあった関係労働団体から、7 月下旬を目途に申出書の提出を受け、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議を経て、改定審議いただく旨を説明</p>
太田会長	ただ今の説明について、何か質問等ございますか。
各代表委員	質問等なし
太田会長	<p>特に御質問などないようであれば、続いて議題(2)のその他ですが、最初に令和 5 年度の審議会の開催日程(案)について、事務局から説明してください。</p>
事務局	審議会開催日程等を説明
太田会長	ただ今の開催日程(案)の説明について、御質問などございますか。
各代表委員	質問等なし

太田会長	<p>特に御質問などないようであれば、この日程(案)で進めることといたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて、その他として、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	質問等なし
太田会長	<p>特にないようであれば、事務局より、令和5年度における最低賃金法第25条第6項の規定による関係労使の意見聴取について説明があります。</p>
事務局	関係労使の意見聴取について説明
太田会長	ただ今の説明に御質問などございますか。
各代表委員	質問等なし
太田会長	<p>特に御質問などないようであれば、ここで栃木労働局長から御挨拶がございます。</p>
局 長	<p>本日は年度末のお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様には、この1年間、日程調整をはじめ円滑な審議会運営に特段の御理解、御協力を賜り、改めてお礼を申し上げます。</p> <p>今年度の最低賃金の審議を振り返りますと、新型コロナによる経済への影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻に端を発するエネルギー問題等の国際情勢の変化、その影響による急激な物価上昇が始まった中での審議のスタートとなったところであります。</p> <p>御審議の中では、急激な物価上昇が労働者の生活を圧迫しており、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であるといった御意見、一方、景況感の回復基調にある業種と経営状況が厳しい業種との間に格差が生じており、経済の好循環を機能させるには、賃上げの原資である生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが大前提であるといった御意見など、様々な御主張がありました。互いの意見に耳を傾けていただきまして、丁寧な審議会運営の下、地域別最低賃金、特定最低賃金ともに無事審議を終えることができました。</p> <p>これもひとえに、各委員の皆様方の最低賃金制度に対する深い御理解と御協力の賜物と、心から感謝申し上げます。</p> <p>特に、太田会長におかれましては、本審の専門部会並びに特定最低賃金専門部会の部会長として、労使代表委員の様々な意見に対して丁寧に対応していただき、労使双方の歩み寄りを進めていただきまして、各最低賃金について、改正発効することができました。</p>

<p>太田会長</p>	<p>本当にお世話になりました。ありがとうございました これまでの審議の過程を振り返りますと、私ども事務局の運営に行き届かない点が多々あったかと存じますが、本年度の審議会を閉じるに際しまして、皆様の御尽力に重ねて感謝申し上げまして御礼の挨拶とさせていただきます。 誠にありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。 本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開することといたします。 議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
<p>各代表委員</p>	<p>労使それぞれの代表委員で協議</p>
<p>太田会長</p>	<p>それでは、労働者代表は菊嶋委員、使用者代表は鈴木委員にお願いします。 以上で、第7回栃木地方最低賃金審議会、そして、令和4年度の審議は全て終了いたしました。 これをもちまして、閉会といたします。</p>